

## 第3回 公判前整理手続を活用する

刑事弁護委員会委員 坂本 一誠 (70期)

## 1 公判前整理手続に付すメリット

裁判員裁判非対象事件では、実務上は、弁護人の請求によって裁判所が必要と判断した場合に公判前整理手続または期日間整理手続（以下「整理手続」という）を行うことが通常で、職権により整理手続に付されることは稀である。

整理手続のメリットは、相手方の「後出し」を回避することである。事前に当事者が証明予定事実記載書及び予定主張記載書によって主張を明らかにする一方、整理手続終了後は、「やむを得ない事由」（刑事訴訟法（以下「法」という）316条の32）のない限り、新たな証拠調べが請求できなくなる。証人尋問終了後に、検察官による補充立証が繰り返されることを防ぐことになり、あらかじめ防御の対象が明確に特定・固定され、当事者主義の徹底につながりうる（もっとも、実際には、職権証拠調べが行われたり、不意打ち的な事実認定がなされたりすることがあり得ないわけではない）。

また、整理手続の非常に大きいメリットとしては、検察官から充実した証拠開示を受けられることが挙げられる。整理手続に付されない通常の公判手続では、検察官が請求証拠以外の手持ち証拠を弁護側に開示する法律上の義務はない。当該事件の検察官の手持ち証拠のうち開示されている証拠の割合や開示されなかった証拠の内容を弁護人が確認できないだけでなく、そもそも検察官の手持ちにない証拠（警察官から検察官に送致されていない証拠は想像より多数あり、また鑑定に関する図表やグラフ、ノートなども検察官の手持ち証拠になっていないことが多々ある）の開示や、弁護人が知らないところでなされた補充捜査後の証拠などの開示にも不安が残る。これらの証拠については、整理手続においては裁定請求をなすうことを踏まえて、最終的に開示されるケース

も多々存在し、それは整理手続外での検察官の任意開示では必ずしも十分な開示を受けられない現状を端的に示すものである。弁護人が盤石なケースセオリーを構築するには、多くの情報を証拠開示によって取得する必要があるが、その手段として任意開示は甚だ不完全である。

一方で整理手続では、検察官から手持ち証拠の一覧表の交付を受けることができ（法316条の14第2項）、開示された証拠と証拠一覧表を対照することで、検察官の手持ち証拠のうちどの程度の証拠が開示済みであるのかを把握することが可能である。また、類型証拠開示請求（法316条の15）や主張関連証拠開示請求（法316条の20）を行った場合には、類型証拠や主張関連証拠に該当する証拠については検察官に開示義務がある。類型証拠や主張関連証拠への該当性について当事者間で争いがある場合には、裁判所に裁定請求をすることもできる（法316条の26）。任意証拠開示よりも徹底した証拠開示を受けることができる。

## 2 裁判官を説得するための勘所

事件を整理手続に付するためには、その旨の請求書を裁判所に提出しなければならない。起訴後に担当部が決まると、書記官から第1回公判期日の日程調整の連絡が来る。その際、第1回公判期日の日程調整に応じないまま、整理手続に付する請求をすることを説明すると、裁判所から整理手続を行うかどうか決めるための弁護人・検察官・裁判所の打ち合わせ期日を設定する旨の打診があることが多い。

整理手続に付する請求書には、条文上の要件である「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要がある」（法316条の2第1項）ことを説得的に記載しなければならない。整理手続が「事

件の争点及び証拠を整理するための公判準備として」(同条項)行われる手続であることを踏まえて、通常の公判手続によらず、整理手続によって主張や証拠の整理を行う方が、迅速かつ充実した審理に資することを説明する必要がある。重要なポイントには以下のようなものがある。

まず、開示証拠の内容次第で、いくつか可能性のある主張の中から弁護側の主張を決定する必要がある場合には、争点を絞り込むため、整理手続の必要性が高いことを説明し易い。例えば共犯事件において、共謀を争うのか、客観的構成要件の一部を争うのかなど、幅広く証拠開示を受けた後でなければ争点を確定できないことを具体的に説明することが効果的である。

次に、事案の性質を踏まえて、証拠整理の必要性が高いことを説明すべきである。例えば、共犯者の多い事案や、詐欺・横領の事案など多くの関係者がいる事案の場合には、検察官請求証拠のボリュームが多くなり、弁護側が不同意意見を述べた場合に証人請求が見込まれる関係者も増える傾向にある。強制性交等や傷害など、一見すると被害者の供述を直接証拠とする単純な事案のように見えても、被害者の供述の一貫性を争うため、被害者の主治医や家族・知人など、複数人の証人尋問の可能性が具体的に想

定される事案もある。こうした事案の場合には、真に必要な証拠・証人を絞り込む観点から、証拠整理の必要性が高いことを説明し易い。

更に、通常の手続よりも、整理手続による方が、迅速な審理に資することをアピールすることも大切である。打ち合わせ期日では、裁判官が弁護人に対し、「検察官による幅広い任意開示が行われれば十分ではないか」と述べ、検察官もこれに同調し、弁護人に整理手続を諦めるように強く働きかけることが非常に多い。弁護人としては、仮に整理手続に付されない場合、十分な証拠開示が行われたと判断できなければ、罪状認否も証拠意見も一切明らかにできないという姿勢を明確にし、任意開示をめぐるやり取りが繰り返されることによってかえって手続が長期化することを説明する必要がある。証拠開示の必要があることのみをもって裁判所を説得しようとしても、「検察官による任意開示で十分である」と考えている裁判官を説得することはできない。あくまで、整理手続の目的に照らしてこれを行うことが迅速かつ充実した審理に役立つという説明が大切である。

そして、実際に整理手続に付された場合、弁護人も可能な限り迅速な争点・証拠の整理に協力すべきである。自ら積極的に証拠開示請求書の提出期限を提案し、その期限を厳守する姿勢が求められる。

## 贖罪寄付を東弁に！～法律援助事業の貴重な財源です～

東弁では、被疑者・被告人の改悛の真情を表すための「贖罪寄付」を受け付けています。贖罪寄付をしていただいた場合には、日弁連・東弁連名の証明書を発行しますので、情状証拠として提出可能です。

東弁に対する贖罪寄付は、日弁連が行う犯罪被害者、外国人、子ども、ホームレス等法律援助事業の貴重な財源となっています。また、被疑者弁護援助・少年付添援助の接見等の加算援助の財源でもあります。1万円、5万円といった贖罪寄付も受け付けています。是非、贖罪寄付は東弁をお願いします。

\*申込書・詳細は当会会員サイトからダウンロードできます。「贖罪寄付」で検索してください。



\*問い合わせ先：人権課 TEL 03-3581-2205